

公益社団法人山形県社会福祉振興会  
委 員 会 規 程

(目的)

**第 1 条** この規程は、公益社団法人山形県社会福祉振興会の定款第 4 4 条の規定に基づき設置する委員会の役割、構成及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

**第 2 条** 委員会は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、会長の諮問等に応じ調査審議を行う。

(構成)

**第 3 条** 委員会の委員は、この法人の役員、会員及び会員の職員並びに学識経験者のうちから理事会において選任し、会長が委嘱する。

2 委員の数は、15名以内とする。

(委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、委員会の議長を務める。

3 委員長は、会長の諮問等について会長に報告し又は意見を述べる。

(招集)

**第 5 条** 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(改廃)

**第 6 条** この規程を改廃する場合は、理事会の決議を得る。

(補則)

**第 7 条** この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

**附則**

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。